

# 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更の 主な変更点について (案)

## 全体

- 家畜で発生した場合の対応と野生動物で陽性が確認された場合の対応を明確に区分し、章及び節立ての構成に変更

## 前文

- 実質的な内容の変更なし。

## 第1章 基本方針

### 第1 基本方針

- 家畜の所有者は、飼養している家畜の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、家畜の飼養衛生管理等の措置を適切に実施しなければならない旨を明記。
- 都道府県は、平時から、家畜の所有者、飼養衛生管理者、関係団体等への必要な情報の提供を行うとともに、発生時に備えた準備を行うことに加え、特に飼養衛生管理に係る指導等を行うことに留意して、口蹄疫の発生予防を徹底する旨を明記。
- 飼料の製造・販売業者、家畜市場、と畜場、化製処理施設等の畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う発生予防及びまん延防止のための措置に協力する旨を明記。
- 発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に、患畜又は疑似患畜であると判定された家畜が飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、疫学調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である旨を追記。

## 第2章 発生予防対策

### 第2 平時からの取組

- 都道府県は、農場に出入りする関連事業者に対し、衛生管理区域の出入口での消毒の励行等飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、家畜市場、と畜場、化製処理施設及び共同堆肥施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等を指導する旨を明記。
  
- 都道府県は、発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、重機やフォークリフト等の特殊自動車及びこれを操縦する者等の調達先を確認し、防疫協定等の締結を進める旨を追加。
  
- 都道府県は、埋却地等の事前確保が十分でない場合で、あらかじめ発生時の焼却施設等の利用に係る調整が困難な場合は、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討する旨を追記。
  
- 関連事業者は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずること、農林水産省及び地方公共団体の取組に協力することを明記。

### 第3 発生に備えた体制の構築・強化

- 都道府県は、発生時にと殺等を円滑に実施できるように、特殊自動車を操縦する者のリストアップを行う旨を追記。
  
- 関連事業者は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずること、農林水産省及び地方公共団体の取組に協力することを明記。

## 第3章 まん延防止対策

### 第1節 家畜における防疫対応

#### 第4 異常家畜の発見及び検査等の実施

- 異常家畜の通報があった際、当該農場を中心とした半径10km以内の区域の農場について、生きた家畜等（生乳については半径1km以内）の移動自粛等の必要な指導を行う旨を追記。

## 第5～第6

- 実質的な内容の変更なし。

## 第7 発生農場等における防疫措置

- 都道府県は、患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場の外縁部及び畜舎周囲への消石灰の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤及び殺虫剤の散布等により、農場外への病原体拡散防止措置を行う旨を明記。
- 都道府県は、発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場（発生状況確認検査対象農場に限る。）の外縁部及び畜舎周囲への消石灰の散布等を行うこと、また、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施することを明記。
- 都道府県は、と殺の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみの捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤の散布等と併せて、はえ等の駆除及び口蹄疫ウイルスを伝播する可能性がある昆虫等の散逸を防ぐために、畜舎内を中心に、殺虫剤を散布する旨を明記。

## 第8 通行の制限又は遮断

- 実質的な内容の変更なし。

## 第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定

- 都道府県は、制限区域の設定を行った場合は、制限区域内の全ての家畜の所有者に対し、健康観察の徹底及び野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導すること、並びに法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、制限区域が解除されるまで報告するよう求める旨を明記。

## 第10 家畜集合施設の開催等の制限

- 都道府県は、移動制限区域内のと畜場、化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させる旨を明記。

## 第11 消毒ポイントの設置

- 都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき複数か所設置する等の措置を講じる旨を明記。

## 第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

- 都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、毎日、当日の死亡頭数等について、14日を経過した後に行う検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める旨を明記。
- 疫学関連家畜の対象として、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の家畜や車両がと畜場等において発生農場からの出荷家畜や車両等と交差汚染した可能性がある場合等を追記。
- 都道府県は、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、速やかに、飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果等により、制限区域内を中心に農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する旨を明記。
- 都道府県は、確認の結果、飼養衛生管理基準を遵守しておらず、直ちに改善しなければ口蹄疫がまん延する可能性が高いと認める場合には、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき旨の勧告を行う旨を明記。さらに、勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を提示することにより、当該勧告に係る措置を取るべき旨を命ずる旨を明記。

## 第13 緊急ワクチン

- ワクチンの使用について、我が国における口蹄疫の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする旨を明記。

## 第14 予防的殺処分

- 予防的殺処分は、口蹄疫に感染していない健康な家畜を対象とするものであることから、真に他の手段がない場合や同処分がまん延防止のため最も効果的であることが明らかな場合の措置として実施する旨を明記。
- 予防的殺処分を行う指定地域の設定については、原則として、発生農場又は陽性となった野生動物を確保した地点等を中心とした半径 500m から 3km 以内の区域の中で指定地域を設定し、農林水産省ウェブサイトへの掲載により公示する旨を明記。
- 農林水産省は、必要に応じて、指定地域の範囲を拡大することができる旨を明記。
- 農林水産省は、指定地域内の予防的殺処分が終了した場合、又は他の対策を講じる方が効果が高いと判断される場合は、同指定地域の全部又は一部を解除する旨を明記。

## 第15 家畜の再導入

- 都道府県は、家畜の再導入を予定する発生農場、予防的殺処分実施農場及びワクチン接種農場を対象に、最初の導入予定日の1月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行った上で、家畜を再導入する旨を明記。

## 第16 発生の原因究明

- 実質的な内容の変更なし。

## 第2節 野生動物における防疫対応

### 第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

- 都道府県は、野生動物の検査において感染の疑いが生じた場合は、直ちに当該野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、半径 10 km内の区域の農場の戸数及び飼養頭数の確認、家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確認、各農場における埋却地等の確保状況、消毒ポイントの設置場所の選定等の措置を講じる旨を明記。

- 都道府県は、必要な検体を動物衛生研究部門へ送付し、動物衛生研究部門は、都道府県から検体の送付があった場合には、病変のステージに応じた方法（抗原検査及び血清抗体検査）により検査を行う旨を明記。

## 第18 病性の判定

- 農林水産省は、動物衛生研究部門で行う抗原検査及び血清抗体検査の結果を踏まえ、病性を判定する旨を明記。

## 第19 病性判定時の措置

- 農林水産省は、野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、農林水産省防疫対策本部を開催し、防疫対応等を定めた防疫方針を決定する旨を明記。
- 野生動物において口蹄疫が陽性であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する旨を明記。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に公表する旨を明記。

## 第20 通行の制限又は遮断

- 都道府県又は市町村は、野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、確認地点の周辺環境等を考慮し、必要に応じて、速やかに、確認地点周辺への不要・不急の立入りの制限や近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う旨を明記。

## 第21 移動制限区域の設定

- 都道府県は、野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、原則として、確認地点を中心とした半径10km以内の区域を移動制限区域として設定する旨を明記。
- 移動制限区域の設定方法、移動制限区域内の農場への指導、移動制限区域の変更・解除、移動制限の対象等については、農場で発生した場合に準じる。

## 第22 家畜集合施設の開催等の制限

- 都道府県は、移動制限区域内におけると畜場におけると畜、家畜市場等の家畜を集合させる催物、放牧の実施について停止する旨を明記。

## 第23 消毒ポイントの設置

- 都道府県は、野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、消毒ポイントを設置する旨を明記。
- 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する旨を明記。

## 第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

- 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に検体を送付する旨を明記。
- 都道府県は、陽性と判定された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する旨を明記。
- 都道府県は、野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果等により、移動制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する旨を明記。

## 第4章 その他

### 第25 その他

- 実質的な内容の変更なし。

以上